

かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「かながわスマートエネルギー計画」を推進するため、第3条に掲げる事業に要する経費に対し、神奈川県（以下「県」という。）が予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、以下に定めるところによる。

(1) 共同住宅

2以上の世帯が居住する空間が同一の建物にある構造の住宅をいい、事務所や店舗などとの併用住宅を含む。

(2) 管理組合

建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条若しくは第65条に規定する管理組合又は第47条第1項（第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人であって、代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体として主要な点が確定し規約が制定されているものをいう。

(3) リース

契約の名称にかかわらず、利用者が希望する設備（未使用品に限る。）を事業者が代わりに購入して利用者に使用させ、その代金を設備の販売会社に支払い、利用者からは購入代金（元本）に金利等の諸経費を加えたものを設備使用の対価（対価の名称にかかわらず、以下「リース料」という。）として回収するものであって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているものをいう。

(補助事業)

第3条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、次のとおりとし、その範囲及び補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は別表1から別表13に定める。

- (1) 神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金
- (2) 神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金
- (3) 神奈川県分散型エネルギーシステム導入費補助金
- (4) 神奈川県EV導入費補助金
- (5) 神奈川県V2H充給電設備導入費補助金
- (6) 神奈川県EV充電設備整備費補助金
- (7) 神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金
- (8) 神奈川県水素ステーション整備費補助金
- (9) 神奈川県水素供給設備導入事業費補助金
- (10) 神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金
- (11) 神奈川県既存住宅省エネ改修費補助金
- (12) 神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金
- (13) 神奈川県地域電力供給システム整備事業費補助金

2 補助事業者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て
- (4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- (5) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。
- (6) 県税その他の租税を滞納していないこと。
- (7) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (9) 補助対象設備の設置場所と同一の所在地において、県の同一会計年度に前項のうち第4号から第7号を除く各号の補助金及び神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付要綱に基づく補助金の交付決定を受けていないこと（前項のうち交付申請をする号の補助金以外及び神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金については、予定も含む。）。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1から別表13に定めるものとする。

2 前項の経費の算出に当たっては、次の金額を控除するものとする。

- (1) 国の補助金を受ける場合は、当該補助金のうち、補助対象経費に係る補助額。ただし、第3条第1項第8号及び第10号の補助事業は除く。
- (2) 消費税及び地方消費税相当額

（補助額の算出方法等）

第5条 補助額は、別表1から別表13に定める方法で算出するものとする。

2 前項の規定により算出した補助額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（申請時の提出書類等）

第6条 補助事業者が、補助金の交付申請をする場合は、別表1から別表13に掲げる書類を知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

（交付の決定）

第7条 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査した上で、別表1から別表13に定める様式により通知するものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第8条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知

を受理した日から起算して10日を経過した日までとする。

(補助事業の実施)

第9条 補助事業者は、第7条の規定による交付決定の後に、補助事業に着手しなければならない。補助事業の着手は、別表1から別表13に定めるとおりとする。

2 補助事業は補助事業を実施した年度の3月末日までに完了しなければならない。なお、補助事業完了の日は、別表1から別表13に定める期日とする。

(交付の条件)

第10条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更をしようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、補助額(第3条第1項第1号及び第10号の補助事業にあつては設備の種類ごとの補助額)に影響を及ぼすことがないものについてはこの限りではない(第3条第1項第3号及び第13号の補助事業を除く。)

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(変更の申請)

第11条 前条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、別表1から別表13に定める様式を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による書類の提出があつた場合において、その内容を審査した上で、別表1から別表13に定める様式により通知するものとする。ただし、変更が適当であると認めた場合でも、第7条の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。

3 前条第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、別表1から別表13に定める様式を知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による申請書の提出があつた場合において、別表1から別表13に定める様式により通知するものとする。

(状況報告及び調査)

第12条 規則第10条の規定による状況報告は、別表1から別表13に定める様式により、補助事業を実施する年度の3月末日までに行わなければならない。ただし、当該期日が神奈川県の日を定める条例(平成元年神奈川県条例第12号)第1条第1項の規定による県の休日(以下「県の休日」という。)に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。また、同期日までに第15条に規定する実績報告を行った場合は、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状

況の報告を求め、又は調査することができる。

(決定の取消し)

第13条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。
- (4) 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適當な行為を行ったとき。
- (5) 第3条第1項第2号の補助事業については、第6条に基づく申請を建築主が行った場合で、第15条に基づく実績報告時まで管理組合が設立されなかった場合

(補助金の返還)

第14条 補助事業者は、前条の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(実績報告)

第15条 規則第12条の規定による実績報告は、別表1から別表13に掲げる書類により、補助事業完了の日から2か月以内又は補助事業を実施した翌年度の4月末日のいずれか早い期日までに行わなければならない。ただし、当該期日が県の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。

- 2 前項に規定する実績報告は、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 3 知事は実績報告書の内容審査の結果、必要と認められるときは補助事業者に対して補助事業に関し報告を求め、補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他物件を調査し、又は関係者に質問をすることができる。
- 4 補助事業者は、前項の規定による報告の聴取、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

(補助金の額の確定及び支払)

第16条 規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、第7条又は第11条の規定により通知した交付決定額と当該確定額が相違する場合に限り、別表1から別表13に定める様式により補助事業者に対し通知するものとする。ただし、第7条又は第11条の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。

- 2 この補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付するものとする。

(財産の処分の制限)

- 第17条 規則第17条ただし書きの規定により知事が定める期間並びに同条第2号及び第3号の規定により、知事が定める財産の種類は、別表1から別表13に定めるとおりとする。
- 2 前項の処分制限期間内において、補助事業により取得した財産を処分しようとするとき又は補助事業をリース、割賦若しくは第3条第1項第1号の補助事業における電力販売により実施する場合で、補助事業者が処分制限期間又はリース、割賦若しくは電力販売契約の期間内に補助対象財産を使用者から引き上げようとするときは（以下取得した財産の処分及び補助対象財産の引き上げを「処分等」という。）、補助事業者は、あらかじめ別表1から別表13に定める様式により処分等の承認について知事に申請し、その承認を受けなければならない。
 - 3 知事は、前項の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査した上で、別表1から別表13に定める様式により通知するものとする。
 - 4 知事は、前項の規定により財産処分等を承認するときに、必要であると認める場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を請求するものとする。
 - 5 補助事業者は、前項の規定による補助金の全部又は一部に相当する金額の請求を受けたときは、これを県に納付しなければならない。

(書類の整備等)

- 第18条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間又は第17条に定める処分制限期間のいずれか長い期間が経過するまで保存しなければならない。
 - 3 補助事業者が法人又は管理組合である場合で、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

- 第19条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。
- (1) 個人にあつては、住所又は氏名を変更したとき。
 - (2) 法人又は管理組合にあつては、所在地、名称又は代表者を変更したとき。
 - (3) 第3条第1項第4号及び第7号の補助事業にあつては、補助対象の車両の使用者の住所を変更したとき。

(暴力団の排除)

- 第20条 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する者が補助事業者に含まれる場合には、補助金交付の対象としない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団

- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (3) 法人又は管理組合にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。
- 2 知事は、補助事業者が補助金の申請を行ったとき又は補助金の交付決定を受けた以降に、補助事業者が前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。補助事業者は、知事が神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、あらかじめ当該個人情報の本人の同意を得るものとする。
- 3 知事は、補助金の交付決定を受けた補助事業者が、第1項に該当すると判明したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 前項の規定による取消しをした場合は、第13条を準用する。

(アンケート調査等への協力)

- 第21条 補助事業者は、県が補助事業の効果を把握するため、補助事業終了後に行うアンケート調査等並びに別表1、別表3から別表6及び別表12に定める県への協力事項に協力するものとする。
- 2 知事は、前項の規定により補助事業者から報告された内容及び補助事業の結果について、インターネットの利用その他の方法により公表することができる。

(その他)

- 第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月17日から施行する。
- 2 前項の施行日以降、以下の要綱は廃止するものとする。
- (1) 神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付要綱
 - (2) 神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付要綱
 - (3) 神奈川県蓄電システム導入費補助金交付要綱
 - (4) 神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金交付要綱
 - (5) 神奈川県分散型エネルギーシステム導入費補助金交付要綱
 - (6) 神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金交付要綱
 - (7) 神奈川県水素ステーション整備費補助金交付要綱
 - (8) 神奈川県水素供給設備導入事業費補助金交付要綱
 - (9) 神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金交付要綱
 - (10) 神奈川県既存住宅省エネ改修費補助金交付要綱
 - (11) 神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金交付要綱
 - (12) 地域電力供給システム整備事業費補助金交付要綱

附 則

この要綱は、令和2年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月22日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月26日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和2年度以前に交付決定した神奈川県蓄電システム導入費補助金及び令和3年度以前に交付決定した神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金については、なお従前のおりとする。

別表12 第3条第1項12号に規定する補助金（神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金）

<p>1 定義</p>	<p>別表12において、次に掲げる用語の定義は、以下に定めるところによる。</p> <p>(1) Z E B</p> <p>快適な室内環境を保ちながら、高断熱化・日射遮蔽、自然エネルギー利用、高効率設備により、できる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、年間で消費する建築物のエネルギー量が大幅に削減されている建築物をいう。</p> <p>(2) 民生用の建築物</p> <p>事務所、ホテル、病院、百貨店、学校等の次のア及びイに属していない建築物をいう。</p> <p>ア 工場等 工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐輪場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場等</p> <p>イ 住宅 戸建住宅、集合住宅、別荘等</p>
<p>2 第3条の補助事業の範囲</p>	<p>別に定める神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入事業公募要領（以下別表12において「公募要領」という。）に基づき、県が採択した事業計画に則して実施する事業であって、次の各号に掲げる要件に適合するもの（以下別表12において「第12号補助事業」という。）とする。</p> <p>(1) 神奈川県内の民生用の建築物に設置する次に掲げるZ E Bの実現に資する設備等（高断熱外皮、空調設備、換気設備、照明設備、給湯設備、太陽光発電システム、BEMS、その他Z E Bの実現に資する設備及びこれらの設備等の設置に必要な付帯設備をいう。以下別表12において「補助対象設備等」という。）の設計又は設置のいずれか一方若しくは両方を行う事業</p> <p>(2) 補助対象設備等は全て未使用品であること。</p> <p>(3) 太陽光発電システムは原則として再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく設備認定を受けられるものと同様であること。ただし、次のアからウのいずれかの要件を満たす薄膜太陽電池（以下別表12において「薄膜太陽電池」という。）を利用する場合や、有機系材料による薄膜太陽電池を利用するときはこの限りではない。</p> <p>ア 発電セルは、半導体層が10μm以下であること。</p> <p>イ モジュールは、フレキシブル性を有する又は曲面加工が可能であること。</p> <p>ウ 荷重が10kg/m²以下（架台等に必要な部材を含む。）であること。</p>

<p>3 第3条の補助事業者</p>	<p>(1) 補助事業者は、第12号補助事業を行う個人又は法人（国及び法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人を除く。以下別表12において同じ。）とする。ただし、補助事業者が複数の者の場合は、補助事業者のうち、いずれか一者が補助金の交付を受けるものとする。</p> <p>(2) 補助対象設備等の中にE S C O、リース、割賦又は無償貸与により設置するものがある場合は、E S C O事業者、リース事業者又は割賦事業者等と共同申請を行うこととし、補助事業を行う対象建築物を新築する場合にあつては、当該建築物の建築主、既築の建築物において補助事業を行う場合にあつては、当該建築物の所有者を「代表補助事業者」とし、代表補助事業者以外の補助事業者を「共同補助事業者」というものとする。</p> <p>(3) 前号による申請を行う場合、共同補助事業者は、代表補助事業者と共同補助事業者との間に締結するE S C O契約、リース契約、割賦契約又は無償貸与契約（以下別表12において「E S C O契約等」という。）により設置する補助対象設備等に係る補助金相当分をE S C O契約等のE S C O料、リース料又は割賦料から減額しなければならない。また、無償貸与契約により設置する場合は、共同補助事業者は、設置する補助対象設備等に係る補助金相当分を節電実績に応じたインセンティブ等に補助金相当分を利益還元しなければならない。</p> <p>(4) 第2号による共同申請を行う場合、代表補助事業者が補助金の交付を受けることができるものとする。代表補助事業者が複数の者の場合は、代表補助事業者のうち、いずれか一者が補助金の交付を受けるものとする。</p>										
<p>4 第4条の補助対象経費</p>	<p>(1) 第12号補助事業を実施するために必要な経費であつて、次に掲げるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="470 1400 1348 1724"> <thead> <tr> <th>経費区分</th> <th>内容</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計費</td> <td>Z E Bの実現に資する設備等の導入の設計に要する経費</td> <td rowspan="3">上限 2,500万円</td> </tr> <tr> <td>設備費</td> <td>Z E Bの実現に資する設備等の導入に要する経費</td> </tr> <tr> <td>工事費</td> <td>第12号補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 前号の経費の算出は、第4条第2項に掲げるものに加え、系統連系に要する費用を除外するものとする。</p>	経費区分	内容	補助額	設計費	Z E Bの実現に資する設備等の導入の設計に要する経費	上限 2,500万円	設備費	Z E Bの実現に資する設備等の導入に要する経費	工事費	第12号補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費
経費区分	内容	補助額									
設計費	Z E Bの実現に資する設備等の導入の設計に要する経費	上限 2,500万円									
設備費	Z E Bの実現に資する設備等の導入に要する経費										
工事費	第12号補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費										
<p>5 第5条の補助額の算出方法</p>	<p>第12号補助事業に係る補助対象経費に3分の1を乗じた額（ただし、薄膜太陽電池を設置する経費は2分の1を乗じた額）又は公募要領に基づき県が決定した補助額のうち、いずれか低い額を上限とする。</p>										

<p>6 第6条の交付申請に係る提出書類</p>	<p>(1) 神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金交付申請書（第1号様式）</p> <p>(2) 本事業の事業計画書の写し</p> <p>(3) 補助事業者が個人の場合は住民票、法人の場合は全ての法人に係る現在事項若しくは履歴事項証明書（発行から3か月以内のもの）又はこれに代わるもの</p> <p>(4) 全ての補助事業者の役員等氏名一覧表（第1号様式別紙1）</p> <p>(5) 補助事業者が複数の者の場合（別表12「3 第3条の補助事業者」第2号による共同申請の場合を除く。）には、複数の補助事業者を代表する者への申請等手続きに係る委任状（第1号様式別紙2）</p> <p>(6) 別表12「3 第3条の補助事業者」第2号による共同申請の代表事業者が複数の者の場合には、代表補助事業者を代表する者への申請等手続きに係る委任状（第1号様式別紙3）</p> <p>(7) 複数事業者で事業を実施する場合には、事業者間の役割分担等を定めた契約書、覚書等（写し）</p> <p>(8) 第12号補助事業を実施する建築物の登記事項証明書（建築物を新築する場合は、建築確認済証の写し）又はこれに代わるもの</p> <p>(9) 補助対象設備等をESCO、リース、割賦又は無償貸与により設置する場合は次の書類</p> <p>ア ESCO ESCO契約書（案）及びESCO料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類</p> <p>イ リース リース契約書（案）及びリース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類</p> <p>ウ 割賦 割賦契約書（案）及び割賦料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類</p> <p>エ 無償貸与 無償貸与契約書（案）及び節電実績に応じたインセンティブ等に補助金相当分が利益還元されていることを証明できる書類</p> <p>(10) その他知事が必要と認める書類</p> <p>なお、建築物を新築する場合であって、設計のみを補助事業とするときは第8号の提出は不要とする。また、公募要領に基づく応募時から変更がない場合は、第3号、第4号及び第8号の提出は不要とする。</p>
<p>7 第7条の交付の決定等に係る様式</p>	<p>補助金の交付を決定したときは、神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、不交付を決定したときは、神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知する。</p>
<p>8 第9条第1項の補助事業の着手</p>	<p>補助対象設備等の設置工事の着工とする。ただし、設計費を補助対象経費に算入する場合には、補助事業に係る設計の着手とする。</p>

9 第9条第2項の補助事業完了の日	補助事業の実施に係る工事及び設計並びに補助事業者による請負業者等に対する補助事業（設備、工事及び設計）に係る支払が全て完了した日とする。
10 第11条第1項の変更の申請に係る様式	神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金変更承認申請書（第4号様式）
11 第11条第2項の変更の承認等に係る様式	変更が適当であると認めるときは、神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金変更承認通知書（第5号様式）により、適当であると認めなかったときは、神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金変更不承認通知書（第6号様式）により通知する。
12 第11条第3項の中止又は廃止の申請に係る様式	神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金中止・廃止承認申請書（第7号様式）
13 第11条第4項の中止又は廃止の承認等に係る様式	中止又は廃止が適当であると認めるときは、神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金中止・廃止承認及び交付決定取消通知書（第8号様式）により、中止又は廃止が適当であると認めなかったときは、神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金中止・廃止不承認通知書（第9号様式）により通知する。
14 第12条の状況報告に係る様式	神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金実施状況報告書（第10号様式）
15 第15条の実績報告に係る書類	<ul style="list-style-type: none"> (1) 神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金実績報告書（第11号様式） (2) 事業結果報告書（第11号様式別紙1） (3) 補助金振込先の口座名義人（フリガナ）、金融機関名、店名、預金の種類及び口座番号が記載されている部分の通帳等の写し（補助金振込先は、補助事業者名義の口座に限る。） (4) 第12号補助事業に係る契約書又は請書の写し (5) 第12号補助事業に係る納品及び支出を証する書類の写し (6) 国の補助金を受けた場合は、当該補助金補助事業実績報告書の写し、補助金額確定通知書の写し及び金額の内訳がわかる書類 (7) 第12号補助事業に係る完成図書 (8) 第12号補助事業に係る設備等の導入後の完成写真 (9) 第6条に規定する申請書の提出の際に、第12号補助事業を実施する建築物の登記事項証明書を提出できなかった場合は、登記事項証明書又はこれに代わるもの。 (10) 施工証明書（第11号様式別紙2） (11) 補助額に影響を及ぼすことがない補助対象設備の仕様等を変更した場合は、神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金仕様変更報告書（第11号様式別紙3）及び変更に係る書類 (12) 補助対象設備等をESCO契約等により設置する場合は次の書

	<p>類</p> <p>ア ESCO ESCO契約書（写し）及びESCO料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類</p> <p>イ リース リース契約書（写し）及びリース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類</p> <p>ウ 割賦 割賦契約書（写し）及び割賦料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類</p> <p>エ 無償貸与 無償貸与契約書（写し）及び節電実績に応じたインセンティブ等に補助金相当分が利益還元されていることを証明できる書類</p> <p>(13) その他知事が必要と認める書類</p> <p>なお、設計のみを補助事業とする場合は第7号から第10号、補助事業の対象としたZEBを新築する場合であって、公募要領に基づき県が採択した事業計画を完了しないときは第9号についてはこの限りではない。</p>	
16 第16条の補助金の額の確定に係る様式	神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金交付額確定通知書（第12号様式）	
17 第17条第1項の知事が定める財産の種類及び期間	財産の種類	期間
	BEMS	5年
	上記以外の財産	10年
18 第17条第2項の財産処分等に係る様式	神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金財産処分等承認申請書（第13号様式）	
19 第17条第3項の財産処分等の承認等に係る様式	<p>処分等が適当であると認めるときは、神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金財産処分等承認通知書（第14号様式）により、処分等が適当であると認めなかったときは、神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金財産処分等不承認通知書（第15号様式）により通知する。</p>	
20 第21条の県への協力事項	<p>(1) 第12号補助事業の対象としたZEBが完成し、引渡しが行われた日の属する月の翌月から1年間、第12号補助事業の効果が把握できるものを知事に提供しなければならない。</p> <p>(2) 知事は、前号の規定による内容を確認するため、補助事業者に対し必要な書類等の提出を求めることができる。</p> <p>(3) 知事は、第1号の規定により補助事業者から提供された内容及び補助事業の結果について、インターネットの利用その他の方法により公表することができる。</p>	